

W T O 非農産品市場アクセス交渉
モダリティ要素の議長案（8月19日改訂版）の概要
（下線部分が改訂箇所）

平成15年8月
農林水産省

議長案の位置づけ

この議長案は、何らかの合意された要素を示すものでもなく、加盟国の立場を予断するものでもない。これは、包括的なものではなく、むしろ考え得るモダリティ(交渉の大枠)の基本要素を列挙したものとみなされるべきであり、今後、調整、追加等が必要。

この基本要素の案が、建設的な議論を刺激することを希望。今後、貿易と開発を促進する主要要素としてこれまで市場開放を実現してきた基礎の上に、W T Oの多角的貿易体制の統一性を維持すること及び途上国に対する特別かつ異なる待遇を交渉の不可欠の部分とすることの重要性を旨に、交渉が行われることを期待。

1. 関税削減方式(フォーミュラ)

関税削減方式：下に掲げる方式(フォーミュラ)を提案。これは次の意味を持つ。

- ・ 個別品目一律下げ。高関税品目ほど大きく引き下げるスイスフォーミュラ類似の方式。
- ・ 同一国の中で関税水準にバラつきがある場合に、これを平準化。
- ・ 同一の関税率の品目について、平均関税率の低い国ほど大きな削減幅、平均関税率の高い国ほど小さな削減幅となるので、各国間の関税格差が縮まらない（平均関税率の高い国に有利）。

$$t_1 = \frac{B N_a N_0}{B N_a + t_0}$$

t_1 = 削減後の税率

t_0 = 現行の譲許税率

t_a = 各国ごとの平均関税率

B = 今後各国が交渉によって決められる係数

(注) $B \times t_a$ が削減後の税率の上限（各国ごとに異なる）となる

(注) 譲許率35%以下の国については、関税削減方式(フォーミュラ)による削減義務を免除されるが、途上国の平均関税率(27.5%)での100%譲許を期待。

2．分野別関税撤廃・調和

途上国の関心品目について関税撤廃(以下の品目を提案)

- ・ 電子・電気製品、魚及び魚製品、履き物、皮革、自動車部品、宝石及び貴金属、繊維及び衣服

(注) 途上国については、適切な柔軟性に言及。

3．途上国及び後発開発途上国への追加的規定

途上国に対し、より長い実施期間、一定の品目数、輸入量の範囲内での関税削減方式(フォーミュラ)の不適用又は非譲許を認める等の特別かつ異なる扱い先進国等は、非農産品について、後発開発途上国へ無税無枠措置

4．追加的モダリティ

1の関税削減方式(フォーミュラ)、2の分野別関税撤廃・調和による関税撤廃・削減を、分野別関税相互撤廃(ゼロゼロ)、分野別関税調和(ハーモナイゼーション)、国別品目別交渉方式(リクエスト・オファー)により補完することを提案

低関税の撤廃について検討

5．非関税障壁

対象とする非関税障壁の明確化、検証を継続

明確化された非関税障壁については、国別品目別交渉方式(リクエスト・オファー)、分野別方式、分野横断方式を含むモダリティ(交渉の大枠)により交渉

途上国及び後発開発途上国に対する特別かつ異なる扱いに十分に配慮。